

# 令和7年度 青森市立浪打中学校 生徒心得

伝統ある浪打中学校の生徒として、学校生活の充実をはかるため、毎日の計画的学習を心がけるとともに、日常生活のきまりを守り、心身ともに健康な生活をしましょう。

## 1 服装や頭髪について

### (1) 3年生の服装について

#### 男子

- ① 通学服の上着は学生服とし、標準マークのついたものとする。
- ② ズボンは黒の標準型、ストレートとする。
- ③ ズボンには必ずベルトをしめる。ベルトの色は、黒、紺、茶の無地とする。
- ④ 夏季は、白ワイシャツを着用する。(半袖も可)
- ⑤ 通学服の下は、白か紺のシャツとする。
- ⑥ 防寒のために通学服の下にセーター、ベスト、トレーナー等を着用してもよいが、上着の襟から見え、華美にならないものとする。

#### 女子

- ① 通学服は学校指定の制服を着用する。
- ② スカートをまたはスラックスとする。
- ③ スカートのつりひもは、背中で交差させ固定する。
- ④ スカートの丈は、膝頭が隠れる程度とする。
- ⑤ スラックスには必ずベルトをしめる。ベルトの色は、黒、紺、茶の無地とする。
- ⑥ 冬季は、スカート着用時、黒のストッキング・タイツを着用する。
- ⑦ 白の角襟ブラウスを着用する。(半袖も可)
- ⑧ 防寒のために制服の下にセーター、ベスト、トレーナー等を着用してもよい。その際、棒ネクタイが隠れないよう、V字型かU字型のネックとする。

### (2) 1、2年生の服装について

#### 男子

- ① 通学服は学校指定の紺のブレザー、紺のスラックスを着用する。
- ② ズボンには必ずベルトをしめる。ベルトの色は、黒、紺、茶の無地とする。
- ③ 白ワイシャツを着用する。(半袖も可)
- ④ 通学服の白ワイシャツの下は、白か紺のシャツとする。(半袖も可)
- ⑤ 襟元に長ネクタイを付ける。

#### 女子

- ① 通学服は学校指定の紺のブレザー、紺のスカートまたはスラックスを着用する。
- ② スカートの丈は、膝頭が隠れる程度とする。
- ③ スラックスを着用する場合、必ずベルトをしめる。ベルトの色は、黒、紺、茶の無地とする。
- ④ 白ワイシャツを着用する。(半袖も可)
- ⑤ 通学服の白ワイシャツの下は、白か紺のシャツとする。(半袖も可)
- ⑥ 襟元に長ネクタイまたは蝶ネクタイを付ける。(スカート、スラックスどちらでも可)
- ⑦ 冬季は、スカート着用時、黒のストッキング・タイツを着用する。

#### 男女共通

※防寒のために制服の下にベスト、セーターを着用しても良い。その際、ネクタイが隠れないようVネックのセーターとする。

#### 学年・男女共通

- ① 冬期に着用する防寒着は、華美でないものとする。
- ② 内履きは、学校指定のものとし、内履きのひもは学年色とする。  
外履きは、運動にふさわしいものとする。  
※冬季の通学靴は長靴かスノトレとする。
- ③ 靴下は白のスクールソックスとする。→ 白・黒・紺の単色とする。
- ④ 通学用カバンは、学校指定のスクールザックを使用し、内側に名前をつける。  
※目印として、キーホルダーを1つつけてもよい。
- ⑤ 毎日の清掃時には、学校指定のトレパン・トレシャツを着用する。なお、夏季は浪シャツ、ハーフパンツを着用する。
- ⑥ 夏季は熱中症対策のため、シャツのすそはハーフパンツから出して着用することができる。
- ⑦ トレパン、トレシャツは体に合ったサイズのものを着用する。

(3) 頭髪について

- ① 整髪料などをつけない。
- ② 染色や脱色、パーマなど、髪に手を加えない。
- ③ 前髪はまゆにかからない程度とする。
- ④ 男子の場合、横は耳にかからない、後ろは襟にかからない程度とする。
- ⑤ 女子の場合、肩より長い髪は結う。結うゴムは、華美でないものとする。

(4) その他

- ① 登校時の服装は、原則として制服とする。(下校時はトレパン可)  
**※冬季の除雪当番に当たる学級は、作業のため学校指定のトレパン・トレシャツ登校を可とする。**
- ② 登校後は、先生に無断で校外に出ない。
- ③ 自転車を利用して通学しない。
- ④ 学習に不必要なもの(携帯・スマホを含む)を持ってきたり、身に付けたりしない。  
(特別な理由がある時は、学級担任に申し出て、朝に預け、帰りに取りに行くこととする。)

## 2 生活の心得

(1) 学校生活について

- ① 登下校時は、途中で寄り道をしない。
- ② 7:50までに登校し、始業時間(7:55)には座席に座っている。  
※不審者対策として、生徒玄関の解錠時間を原則7:30とする。
- ③ 集会の時は、チャイムの合図で廊下に並び、静かに移動し係の指示に従う。
- ④ 廊下、階段では、静かに右側を歩く。
- ⑤ 始業チャイムが鳴る2分前に授業の準備をして、着席する。
- ⑥ 休み時間は、安全に気を配って過ごす。
- ⑦ 校具、教具、備品などをこわした時、こわれているのを見つけた時は、すぐ先生に連絡する。
- ⑧ 下校時間を守り、放課後居残る場合は、学級担任の許可を得る。

(2) 所持品について

- ① 学習に必要なものは前日に準備しておく。学習用具の貸し借りをしない。
- ② 所持品には、学年、組、氏名をはっきり書く。
- ③ 学校にお金を持ってこない。また、友達間でお金の貸し借りはしない。検定や部活等のお金を持参した場合は、1時間目が始まる前までに担当の先生に届けること。
- ④ 水分補給のため水筒を通年で持参してもよい。  
・平常時は、スクールザックに入れ、ロッカーで保管し、休み時間に水分補給を行う。  
・盛夏時は、手元(学習の妨げにならない場所)に置いて、担当の先生の指示で水分補給を行う。
- ⑤ 自分の持ち物は、原則として持ち帰る。(許可されたものは除く)

(3) いじめ防止について

「生徒はいじめを行ってはならない(いじめ防止推進法第4条より)」を全員が守る。

<法律に示されている「いじめ」とは、心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為とは、以下のことである。>

- 冷やかしたりからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずし、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- メールやインターネット等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

## 3 保護者の皆さんへのお願い

- (1) 欠席、遅刻、早退等は、保護者ができるだけ7時40分までに学校に連絡してください。
- (2) 住所、保護者の変更、家族の死亡、宿泊を伴う旅行、転校等の場合は、学校に速やかにお知らせください。
- (3) 近親者に不幸があったときは、忌引となりますので学校にお知らせください。
  - ・一親等(父母) 7日
  - ・二親等(祖父母、兄弟姉妹) 3日
  - ・三親等(おじ、おば) 1日
- (4) 感染症や非常災害の場合は、学校に速やかにお知らせください。
- (5) 緊急時に備え、マチコミメールへの登録をお願いします。